

建設リサイクル推進計画2020(案)に対する個別意見への対応案について

資料3

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
1. 御意見を踏まえ、建設リサイクル推進計画2020(案)を修正するもの:9件				
1	P7	2(1)③建設リサイクル分野における生産性向上の必要性	「政府全体として生産性向上の取り組みを促進しており、」の後に、具体的な取り組み例をあげること、中長期の方向性がより明確になると考えます。 「デジタル化による届出・行政報告・統計処理といった手続き業務の一元化を実現する必要がある。」と記載することを提案します。 現在、環境省と厚生労働省が連携し、石綿の届出の電子システムによりコネクテッド・ワンストップ化を進めています。資源循環データは、手続き業務と生産プロセスに共通したDX(デジタルトランスフォーメーション)のキーになると考えます。	御意見を踏まえ、P7の最下行から上に2行目を下線部のように修正いたします。 「建設業においても「i-Construction」として生産プロセスにおけるICT技術の活用推進など、建設現場の生産性向上に係る取り組みを進めている。…(中略)…さらに、建設発生土等の建設副産物物流の効率的なモニタリングの実施にもICT技術等は有効な手段であり、今後、建設リサイクルの分野においても、積極的にICT技術等を活用し、統計調査の効率化等の取り組みを進めていく必要がある。」【P7】
2	P16	2(3)建設汚泥	一部の都道府県ならびに政令指定都市においては、建設汚泥の自ら利用に関する条例や指針を制定することで、発注者が計画的に建設汚泥処理土の利用を主導する場合は、本来は個別指定制度となるケースにおいても自ら利用として認めています。建設汚泥の利用の促進を実現するためには、自治体が「自ら利用」について、自治立法権により条例ならびに指針等を制定するとともに、建設汚泥の発生工事の発注者が主導的に「自ら利用」を計画する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、P16の最下行から上に2行目を下線部のように追記いたします。 「よって、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月)に基づき、「自ら利用」「再生利用制度」を活用した建設汚泥処理土の利用促進を図る。」【P16】
3	P22	3(2)7激甚化する災害への対応 ○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進	平時から再生利用への取り組みを実施して、非常時にも水平展開できるような体制を構築しておくことが重要と考えます。 また、災害廃棄物を再生利用する場合は、再生利用資材の公共事業での積極的な活用等、利用先の確保が重要であり、そのためにはあらゆるステークホルダーが連携してリサイクルするための仕組みを構築しておく必要があるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、P22の最下行に下線部のように追記いたします。 「…廃棄物について適切な再資源化・縮減及び再生資材の利活用を可能な限り行う。また、平時より、災害発生時の対応について協議会構成機関等と情報共有を行う。」【P22】
4	P22	3(2)7激甚化する災害への対応 ○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進	ここでは災害発生後についてのみ記載されているが、発災前の準備段階において自治体が策定する災害廃棄物処理計画の中でも、仮置場の候補地について各地整の所有地などを積極的に提供するなど連携いただきたい。	御意見を踏まえ、P22の最下行に下線部のように追記いたします。 「…廃棄物について適切な再資源化・縮減及び再生資材の利活用を可能な限り行う。また、平時より、災害発生時の対応について協議会構成機関等と情報共有を行う。」【P22】
5	P24	3(3)10広報の強化 ○関係者と連携した取り組み	「非飛散性石綿含有建材」という用語を用いているが、「非飛散性石綿含有建材」では、解体時にも石綿が飛散しないと誤解される可能性がある(実際に誤解される場合があった)ため、「石綿含有成形板等」に変更すべきです。	御意見を踏まえ、P24の最下行の「非飛散性石綿含有建材」を「石綿含有成形板等」に修正いたします。【P24】
6	P44	4中国 2(3)	P44の2(3)「他方、建設発生土をみると、有効利用率は全国平均を上回っているが、他の地区から建設発生土が運搬され、不適切に処理される事例もあり、一部自治体からは適正処理への対応について要望が提出されている。」 を「他方、建設発生土をみると、有効利用率は全国平均を上回っているが、今後も公共・民間事業による建設発生土の発生が想定されることから、建設発生土の適正な処理等を確保するために情報共有が一層重要となる。」と修正頂きたい。	御意見を踏まえ、P44の2(3)を下線部のように修正いたします。 「他方、建設発生土をみると、有効利用率は全国平均を上回っているが、 <u>今後も公共・民間事業による建設発生土の発生が想定されることから、建設発生土の適正な処理等を確保するために情報共有が一層重要となる。</u> 」【P44】
7	P49	4四国 3(2)建設発生土	P49の3(2)の2行目「自治体別に見ると、特に高知県が全国平均を大きく下回っており、他県も全国より低い状況にある。」を「地域別に見ると、徳島県以外は全国平均値より低い状況にある。」に変更して頂きたい。	御意見を踏まえ、P49の3(2)の2行目を下線部のように修正いたします。 「 <u>目標値である80%には到達していない。地域別に見ると、徳島県以外は全国平均値より低い状況にある。</u> 」【P49】

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
8	P53	4九州 3(2)建設発生土の有効利用率の低迷	P53の3(2)の3行目に「また、土砂発生時期と必要時期の不一致によりマッチングが不成立となるケースが生じている。」を追記して頂きたい。	御意見を踏まえ、P53の3(2)を下線部のように修正いたします。 「参加者数が伸び悩んでいる。また、土砂発生時期と必要時期の不一致によりマッチングが不成立となるケースが生じている。これらも要因となり、九州全体での建設発生土の有効利用率は低いと考えられる。さらに、」【P53】
9	P53	4九州 4(1)建設汚泥の再資源化・縮減及び建設発生土の有効利用の促進	P53の4(1)の3行目に「また、土砂発生時期と必要時期の不一致によるマッチング不成立を削減するため、土砂仮置場の確保に向けたシステム構築等を検討する。」を追記して頂きたい。	御意見を踏まえ、P53の4(1)の3行目を下線部のように修正いたします。 「マッチング方法等について検討する。また、土砂発生時期と必要時期の不一致によるマッチング不成立を削減するため、土砂仮置場の確保に向けたシステム構築等を検討する。」【P53】
2. その他、建設リサイクル推進計画2020(案)の表現の是正を求める御意見:9件				
10	P1	1(1)はじめに～社会情勢と計画策定～	P1の1(1)の最下行から上に2行目に「まず、建設副産物の大半を占める建設廃棄物は、産業廃棄物に含まれるが、これまでの搬出量の傾向をみると、」とありますが、建設廃棄物については、ごく少量であるもの一般廃棄物を含み、全てが産業廃棄物ではないことから、誤解を生むのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、P1の1(1)の最下行から上に2行目を下線部のように修正いたします。 「まず、建設副産物から建設発生土等を除いた建設廃棄物の殆どは、産業廃棄物に含まれる ⁴ が、これまでの建設廃棄物における産業廃棄物の搬出量の傾向をみると、」 また、注釈に下記を追記いたします。 「4建設廃棄物は、ごく少量の工事事務所から排出される図面や生ごみ等の一般廃棄物と工事現場から排出されるコンクリート殻等の産業廃棄物に分かれる。平成30年度建設副産物実態調査では産業廃棄物のみを調査していることから、本計画においては特段の記載が無い限り産業廃棄物のデータを指す。」【P1】
11	P3 P18	1(1)はじめに～社会情勢と計画策定～	P3の5行目「とりまとめ」とP18の3行目「取りまとめ」は、どちらかに字句を統一したほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、P18の3行目を下線部のように修正いたします。 「以下のとおりとりまとめた」【P18】
12	P4	1(2)建設リサイクル推進計画2014のレビュー	P4の1行目「表1」は「表1-1」の誤記ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、P4の1行目を下線部のように修正いたします。 「目標を達成した。(表1-1)」【P4】
13	P4	1(3)実施主体及び対象	P3の6行目の例と同様に、P4の(3)の最下行から5行目「(以下、協議会)」は「(以下、「協議会」という)」のほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、P4の(3)の最下行から5行目を下線部のように修正いたします。 「(以下、「協議会」という)」【P4】
14	P7	2(1)②社会資本の維持管理・更新時代到来等への配慮	「災害廃棄物とともに、多くの廃棄物が排出され、建設リサイクル分野全体にも影響することから、廃棄物の排出状況に留意する必要がある。」とあるが、「災害廃棄物」、「多くの廃棄物」、「建設リサイクル」の関係がわかりにくく、また排出状況の何に留意すべきなのか明確にした方がよい。	御意見を踏まえ、P7の10行目を下線部のように修正いたします。 「災害廃棄物とともに、多くの建設廃棄物が排出され、建設リサイクル分野全体にも影響することから、建設廃棄物の排出状況の急激な変化に留意する必要がある。」【P7】
15	P7	2(1)③建設リサイクル分野における生産性向上の必要性	P7の最下段から4行目「効率的なモニタリングの実施にもICT ¹² 技術等は」のICTに注釈が付いていますが、P7の17行目「i-Construction」として生産プロセスにおけるICT技術の活用推進など、のICTに先に注釈が付くのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、P7の17行目、P7の19行目を下線部のように修正いたします。 「i-Construction」として生産プロセスにおけるICT ¹² 技術の活用推進など、【P7】 「Society5.0の社会実装が進み、BIM/CIM ¹³ 等によって」【P7】 また、上記に合わせてP7の注釈を修正いたします。
16	P8	2(2)①品目別に残存している課題への対応の必要性	P8の6行目「2002年」、「2018年」について、図2-1「品目別再資源化率等の推移」も西暦で記載すれば時系列の理解が容易になると思います。	御意見を踏まえ、P8図2-1及び、P27図4-1、4-を、西暦での表記に修正いたします。【P8、27】併せて、時系列が理解しやすいようP26、27における建設廃棄物全体の再資源化・縮減率、建設発生土有効利用率の数値について、正確に修正いたしました。【P26、27】

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
17	P20 P23	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の需給動向の把握 3(3)8建設副産物のモニタリングの強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携	P20「3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の需給動向の把握」について、「発注者の責務」、及びP23「3(3)8建設副産物のモニタリングの強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携」について、「発注者の責任」とあるが、ここに純民間発注者を含めることは困難と思える。「公共発注者の責務として」としてはどうか。また、P20「3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の需給動向の把握」について、「一般的に、土砂は残置されている土地の所有者及び使用者が管理すべきものであるが」としているが、「管理するものであり」の方が適切ではないか。	御意見を踏まえ、P20の5行目、P23の15行目を下線部のように修正いたします。 「建設発生土の有効利用を図るため、 <u>公共工事</u> の発注者の責務として、建設発生土に係る情報交換システムを活用し、」【P20】 「さらに、 <u>公共工事</u> の発注者の責任において、建設副産物にかかわる情報を入力・管理し、」【P23】 なお、P20「管理すべきものであるが」については、前後の文脈を考慮し、そのままの記載とさせていただきます。
18	P53	4九州 3(3)再生クラッシュランのストック状況の把握の改善	P53の3(3)の1行目「産業廃棄物処理業者連携して」について、「産業廃棄物処理業者と連携して」に変更して頂きたい。	御意見を踏まえ、P53の3(3)の1行目を下線部のように修正いたします。 「産業廃棄物処理業者と連携して」【P53】
3. 御意見を参考とするが、原案については修正しないもの:46件				
3-1. すでに原案や既存の取組等で対応が可能であるため原案どおりとするもの:19件				
19	P4	1(2)建設リサイクル推進計画2014のレビュー	「1(2)建設リサイクル推進計画2014のレビュー表1-1 平成30年度建設副産物実態調査結果」において、再資源化等率の数値が揃っていないように思います。	調査結果の算出については、「建設副産物実態調査実施概要」P3 3. 調査方法に則り実施しています。 (参考) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_jissigaiyou.pdf
20	P5	1(4)計画期間とフォローアップ	中間フォローアップに際しては民間事業者等の負担軽減を図るため簡易な方法とすべき。また、仮に社会的変化が極めて著しい場合は10年を待たずに大規模改訂を行うべきであると考えます。	中間フォローアップの方法については、既存の建設副産物に係る情報交換システムを活用する等、民間事業者等への負担にならないよう今後、検討してまいります。 また、推進計画P5に記載のとおり、中間フォローアップの結果、大幅に見直す必要がある場合においては、次期推進計画を策定することが必要と考えています。
21	P11	2(3)＜建設混合廃棄物＞	全体を通して、建設混合廃棄物の再資源化率が低い(最終処分率が高い)ことを問題視する文脈が地方版含め頻出するが、混合廃棄物については、分別が進めば進むほど再資源化率が低くなるのは自然な姿であることを踏まえ、「排出率」(以前は排出量)を目標に追加した経緯がある。しかし今回、特に地方版において排出率について多少言及しているのは北海道と東北のみである。今回から再資源化率は参考値となり、目標値は排出率のみとしたので、今後この概念が定着することを期待する。	P57「表4-2 各地方における達成基準値」に記載のとおり、各地方においても建設混合廃棄物の達成基準値は「排出率」を設定しています。
22	P11	2(3)＜建設混合廃棄物＞	「分別できない新建材」や「廃棄物が混じった地中障害物」がリサイクルの阻害要因となっていることは事実だが、そうであれば、これらについて「取り組むべき施策」を記載すべきではないか。	P19に記載のとおり、まずは、建設混合廃棄物の実態を把握するため、「3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底」において、「建設混合廃棄物について、調査・分析を実施」することとしております。
23	P16	2(3)＜建設汚泥＞	建設汚泥処理土については、公共工事が率先して再生利用制度を活用するよう、リーダーシップを取っていただきたい。30年前のクラッシュランがそうであったように、リサイクル材については、公共工事が使うことで、民間工事も安心して使えるようになることを十分認識いただきたい。	平成27年9月に「建設工事における建設汚泥リサイクル事例集」において記載のとおり、国土交通省発注工事においても再生利用制度を活用した事例があります。 本計画において、P24に記載のとおり、「3(3)10広報の強化○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取組」の中で、先進的な利用事例やその品質確保方法を広く周知し、官民における利用促進を図ってまいりたいと考えております。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
24	P18	3(1)1再生資材の利用促進	建設汚泥の再資源化等率が高い水準にあるのは「リサイクル原則化ルール」に基づくものと考えられるが、「建設副産物実態調査」によれば全国的には現場内・工事間利用は未だに低迷している状況にあるため、「3(1)1再生資材の利用促進」に、「建設汚泥処理土の現場内・工事間利用の促進」の施策を追加すべきと考えます。	P24「3(3)10広報の強化」に係る施策のうち、「〇建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み」として、「建設汚泥、～(略)～の官民における利用等を促進するため、先進的な利用事例や品質確保方法等を収集し、広く周知し関係者の理解促進・意識向上を図る」としており、本施策において、御意見いただきました建設汚泥処理土の現場内・工事間利用を促進してまいりたいと考えています。 なお、建設副産物リサイクル広報推進会議では、建設汚泥の現場内利用、処理土利用を促進するため、「建設資源循環利用促進賞」を2019年度に創設し、建設汚泥の現場内利用量、処理土利用量が多い企業を表彰しています。
25	P18	3(1)1再生資材の利用促進 〇グリーン調達による再生資材の利用促進	解体も含め建設工事から発生する、廃瓦、レンガ、タイル、建設汚泥などのリサイクル率は、低いいため、本計画ではこれらのものに目を向けてリサイクルアップを目標にすることを提案します。 瓦、れんが、タイルなどが含まれた廃As,廃Coは、公共事業で利用されないため、利用が進まない状況であることから、公共事業で積極的に活用することにより、瓦などについてもリサイクルを推進すべきと考えます。瓦などについては廃As,廃Coに混ぜて利用することを計画に盛り込むことを提案します。 焼却灰などを原料に製造された再生骨材、建設汚泥については、安全性の確保や品質管理されたものを、公共事業で積極的に利用促進することを提案します。	「建設汚泥から再生した処理土」、原料の一部として建設工事から発生するタイル、瓦、レンガが含まれる陶磁器くずや建材廃材、溶融スラグ化した都市ごみ焼却灰等を使用した「再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)」及び「セラミックタイル」については、グリーン購入法に基づき、国等の公的機関が率先して、調達を推進しているところと見られます。 本計画においても、P18に記載のとおり、継続的に取り組むべき施策として、「グリーン調達による再生資材の利用促進」を位置付けており、建設工事での有効利用を引き続き促進していきます。
26	P18	3(1)1再生資材の利用促進 〇グリーン調達による再生資材の利用促進	燃え殻、焼却灰を原料とした再生砕石は民間工事を中心に用いられていますが、公共工事においては、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生砕石が優先利用されています。安全性・品質ともに使用に十分耐えうるリサイクル製品は原料を限定するのではなく、公共工事に積極的に使用して頂きたい。	燃え殻、焼却灰等、産業副産物由来の再生資材を、環境物品等として利用する取組みについては、グリーン購入法に基づき、国等の公的機関が率先して、調達を推進しています。 本計画P18に記載のとおり、継続的に取り組むべき施策として、「グリーン調達による再生資材の利用促進」を位置付けており、建設工事での有効利用を引き続き促進していきます。
27	P18	3(1)1再生資材の利用促進 〇グリーン調達による再生資材の利用促進	グリーン製品登録を行うには、建設汚泥のリサイクルについては問題ないが、建設発生土のリサイクル土の場合、廃棄物である汚泥を加えて製品登録をしているのが現状である。建設発生土のリサイクルを進めるためにも、新しいグリーン製品登録の基準が必要であると考えます。	建設発生土のリサイクルを推進するため、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に「建設発生土有効利用手法」を定めており、国等の公的機関が率先して建設発生土の有効利用を推進しています。 また、国土交通省においては、建設発生土の標準的な利用用途を示した「発生土利用基準」を定め、発生土の有効利用に努めています。
28	P19	3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み 〇建設混合廃棄物の現場分別の徹底	建設混合廃棄物の再資源化・縮減率への取組につきまして、「現場分別マニュアル(案)」の広報活動も重要であることは承知の上ですが、より強力な促進を目指すため、以下、いずれかの取組みについての推進をご検討頂ければ幸いです。 (1)マニュアルに従っている現場について、インセンティブ効果を与える (2)マニュアルに従っていない現場について、ディスインセンティブ効果を与える (3)業務発注の際、マニュアルに従って教育・研修をおこなう義務条件を付与する	建設リサイクルの取組みに対してインセンティブを与える取組みとして、近畿地方整備局において、「近畿建設リサイクル表彰」を受賞した企業に対して総合評価の加点をすることとしています。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
29	P19	3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○廃石膏ボードの再生利用の促進	今回の推進計画には、具体的な混合廃棄物の対応も、本来その中心となる廃石膏ボード対応もほぼ触れられておらず、不十分と思います。 建設混合廃棄物のリサイクルが進まない最大の要因は廃石膏ボードと認識しています。廃石膏ボードを処分する管理型最終処分場では、多額の硫化水素対策費用を必要としており、まずは、80%程度の実現可能なリサイクル率を設けること、一定規模以上の工事では排出量・排出先の実績報告を排出元に義務付ける等の措置が必要と考えます。 さらに、石炭火力がCO2問題から今後大幅に減ることが予想される中、排脱石膏の減少を補う中心に廃石膏ボードの再利用を位置付けることを国の指針として示していくことが必要ではないでしょうか。	建設混合廃棄物については、P19「3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底」にて、取り組むべき施策としてしています。 廃石膏ボードについては、P19「3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○廃石膏ボードの再生利用の促進」にて、取り組むべき施策としてしています。 廃石膏ボードについては、「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」に基づいて、現場分別を徹底し再生施設の利用促進を図ることとしています。 なお、公共工事においては、工事完了時に建設廃棄物処理実績を確認しております。 廃石膏ボードの再利用については、国交省、環境省、関係業界による意見交換を踏まえ、取り組みを進めており、この実施状況を把握することとしています。
30	P20	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の不適切な取扱いへの対応	建設発生土の不適切な処理は、元請会社が適正な費用を確保することや元請会社への罰則規定で防げるのではないのでしょうか。	公共工事においては、適正な費用を見込み、建設発生土の搬出先を指定する指定処分を徹底することで、元請会社においても適正な費用が確保されるものと考えております。 また、指定処分については契約事項となることから、不適切な処理を行った場合においては、契約不履行となり、元請会社は罰則として契約解除や違約金を支払うこととなります。
31	P20	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の不適切な取扱いへの対応	建設発生土の受入地の登録制度の試行とあるが、建設発生土のリサイクルを行う各地のプラントでは、受け入れた土が利用されず、受け入れ制限を行い循環が進まない現状となっている。リサイクル率向上を進めるのであれば、リサイクル後の土の利用率を上げる必要がある。特に各地方においては、質の良いリサイクル土を作ったとしても、単価重視であり、山砂等の新材よりも安価でなければならず、進まぬリサイクル率の要因になっている。 よって、リサイクル後の土の有効利用の強化を図っていただく体制を望みます。	建設発生土の有効利用に関して、国土交通省直轄工事においては、「リサイクル原則化ルール」に基づき、経済性に関わらず工事間距離50km以内での工事間利用が原則となっており、既に、経済性に関わらず建設発生土を有効利用するしくみ・体制を構築しています。
32	P21	3(2)5社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み ○リサイクル原則化ルールの改定	再資源化(アスベスト等の有害物質の取扱い等)への取り組み強化につきまして、分別排出を促すため、現場単位での呼び掛けを日々おこなっております。しかしながら、危険物(ライター、リチウムイオン電池、乾電池、ボンベ、スプレー缶など)が混入された状態での排出がまだまだ多く見受けられております。その原因として、廃棄物の内容物に関する情報伝達が少ないことが挙げられます。 本計画の中で、「リサイクル原則化ルールの改定」ということで、現行のリサイクル原則化ルールについて、改訂を検討されるということですが、その中で、排出時の分別と伝達のルール化、および違反時の罰則についてご検討頂ければ幸いです。	現場分別の徹底、促進に関しては、P19「3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底」やP24「3(3)10 広報の強化 ○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み」にて取り組んでまいりたいと考えております。 なお、「リサイクル原則化ルール」については、国土交通省の発注する建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用を定めたものであり、排出側の分別に係るルールを定めたものでないことから、「リサイクル原則化ルール」において取り扱うことは難しいと考えます。
33	P23	3(3)8建設副産物のモニタリングの強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子 manifests の連携	建設発生土における有効利用率が低い要因として、建設副産物に係る情報交換システムの単純な入力ミスが挙げられる。現在建設副産物に係る情報交換システムのエラーチェックは、発生土についてのチェック機能が無いため、実態とは異なり最終処分とされているデータが全国的に多数存在すると思われる。 実態を適正に反映するためにも、建設副産物に係る情報交換システムにおいて「10.土捨場・残土処分場」を選択した場合をチェック項目に追加いただきたい。 単純ミスの修正が図れ、建設発生土の有効利用率は全国的に向上すると思われる。	建設副産物に係る情報交換システムの改善については、P23「3(3)8建設副産物のモニタリングの強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子 manifests の連携」にて、取り組むべき施策としてしています。 施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
34	P24	3(3)10広報の強化 ○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み	本計画の実効性を担保するためには、建設副産物リサイクルに精通する専門家の育成が必要ではないかと考えます。例えば、地方自治体で取り組まれている「リサイクル推進員制度」に倣い「建設リサイクル推進計画推進員制度(仮称)」の導入を提案します。	建設副産物に精通する専門家の育成については、P24「3(3)10広報の強化 ○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み」において、解体工事に従事する技術者の理解の促進、現場作業員の育成及びコンプライアンスの遵守の取り組みを進めることとしています。解体業以外での育成については、社会情勢等を鑑み、検討していくことが必要と考えています。 また、広報推進会議等を通じ、関係機関等に先進的な取り組み事例等を共有するなど、関係者の理解促進・意識向上を図る取り組みを進めています。
35	P31	4東北 4(4)建設発生土	建設発生土のマッチング強化は期待するものがあるが、流用時期の調整のための仮置き場の確保が出来ず、安価で流通している土からは、地代の確保も難しい状況である。 マッチングシステムには、小規模な発生土の有効利用も加えられたい。	建設発生土の官民有効利用マッチングシステムにおいては、工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行わないこととおりますので、小規模な建設発生土でも「官民マッチング」の対象となります。是非、積極的な参加登録、工事登録をお願いします。 (参考) 「建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル(案)」(令和元年8月、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 インフラ情報・環境企画室) 2-3対象工事条件 (1)工事規模 工事間利用を促進する観点から工事規模の制限は行わない。
36	P34	4関東 1(2)建設汚泥の再生利用促進	「個別指定制度の活用により、建設汚泥の再生利用の促進を図っている」とあるが、近年、関東地方での汚泥の個別指定制度活用の実績があるのか疑問である。	建設汚泥の再生利用促進にあたり、関東地方で個別指定制度を活用した実例や、自治体で策定している個別指定制度を円滑に申請するための手引き、及び自治体で建設汚泥の再生資材をリサイクル製品として認定する制度などについて関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会において構成機関へこれらの情報を発信・共有することで、建設汚泥の再生利用の促進を図っております。
37	-	-	今回の建設リサイクル推進施策検討小委員会の委員につきましては、学識者で構成されており、関係団体等実務者の意見が反映されていないように思われますので、次回以降は実務者の登用をお願いします。	今回の建設リサイクル推進施策検討小委員会につきましては、「(一社)全国建設業協会」、「(公社)全国解体工事業団体連合会」、「(一社)日本建材・住宅設備産業協会」、「(一社)住宅生産団体連合会」、「(一社)日本建設業連合会」、「(公社)全国産業廃棄物連合会」といった関係団体等にオブザーバーとして参画いただき、御意見をいただいております。
3-2. 原案や既存の取組等の早期実施や適切な実施を求めるもの: 11件				
38	P5	1(4)計画期間とフォローアップ	P3「1(2)建設リサイクル推進計画2014のレビュー」4行目からの主要施策を強化・実施し、定期的に見直すことで計画の達成に繋がると考える。「2~3年毎に、中間フォローアップを実施」とあるが、センサスとの連携も含め、フォローアップの時期は予め決定しておくべきである。	P5、P17に記載のとおり、本計画の目標値は、2024年度の達成基準値として設定しており、現時点では、2022年度までに施策実施状況の中間フォローアップを実施することを考えています。 なお、中間フォローアップについては、建設副産物に係る情報交換システムを用いた簡易的な調査を実施することを考えています。
39	P18	3(1)1再生資材の利用促進 ○再生資材の品質基準及び保証方法の確立	「再生資材の品質基準及び保証方法の確立」が最も早く必要なのは建設汚泥処理土である。早くに確立していただきたい。	施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。 なお、国土交通省においては建設汚泥処理土利用基準など工事において利用する際の基準を定めており、また、関係団体においても自主基準等を作成しております。
40	P19	3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底	「建設混合廃棄物について、調査・分析を実施し」とありますが、平成22年度の調査が最後と考えられます。時間も経過していることから、建設混合廃棄物の組成分析調査を是非実施していただきたい。	施策の実施にあたっては御意見を参考とさせていただきます。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
41	P21	3(2)5社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み	化学的に変化したものを元に戻すというのは、性質が異なったまま(劣化したまま)再利用されているか、もしくは、一度化学的な性質を元に戻して再利用しているのかで耐用年数が違うこととなります。 住宅や公共工事で使用するには強度や劣化の面で脆弱なものを推奨するというのはいただけません。本当にこの計画を推し進めてもいいのか現時点では疑問を持っています。	再利用にあたっては、各基準等にもとづき、各工事の仕様書において要求される品質を満足した上で利用されていることから、御懸念いただいておりますような、再利用により工事目的物が脆弱となることはないと考えております。
42	P23	3(3)9建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用 ○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用	建設発生土のトレーサビリティについて、民間企業の取り組みには限界があるため、より利用者(排出者・処理業者ともに)が効率的に現況データを入力し把握できるよう、より広汎なシステム構築については引き続き後押し頂ければ幸いです。	施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
43	P23	3(3)8建設副産物のモニタリング強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携	情報交換システムを継続するならば、電子マニフェストとの連携を早急に実現すべき。本来、廃棄物行政が収集しているデータをそのまま活用いただければ事業者の手間は大いに省ける。	施策の実施に当たっては、御意見を参考とさせていただきます。
44	P23	3(3)8建設副産物のモニタリング強化 ○建設副産物に係る情報交換システムの改善	「モニタリングを強化する」とあるが、情報交換システムは、現在でも事業者の負担となっており、これ以上の負荷をかけないでいただきたい。	施策の実施に当たっては、P23「3(3)8建設副産物のモニタリング強化 ○建設副産物に係る情報交換システムの改善」に記載のとおり、「…建設副産物に係る情報交換システムの改善を促進し、モニタリングを強化することとしており、事業者の負担増加とならないようシステム運用者と協議しながらシステムの改善、モニタリングの強化を実施してまいりたいと考えております。
45	P24	3(3)10広報の強化 ○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み	各地方における建設副産物対策連絡協議会がステークホルダー毎にリサイクルに関する啓発活動としての講習会、勉強会、見学会等を積極的に開催していただきたい。建設副産物のリサイクルに関する動向はほとんど変化しており、継続的な啓発活動が必要であると考えています。 また、各地方においてもそれぞれの特性に応じた施策について取り組まれており、その地域特性に鑑みた取り組みにおいて水平展開すべきものについては、積極的に啓発していくことを切望します。	各地方協議会において、講習会、出前講座、関係団体との意見交換会等を実施しており、御意見を参考にさせていただきます。なお、建設副産物リサイクル広報推進会議においても、各地方における講習会等の開催支援を実施しております。 また、御意見の通り、各地方における施策において水平展開すべきものについては、積極的に啓発していきます。
46	-	-	「循環型社会」の構築に向けて、建設副産物のリサイクルや適正処理の推進は必要不可欠であり、このような計画の策定は重要で意義深いものであると思えます。	御意見を参考とさせていただきます。
47	-	-	・これまでの推進計画に比べて、現状の分析、取り組むべき施策のいずれについても実務的な内容となっており、わかりやすく頭に入りやすいものとなっていると感じる。 ・今回、新たに加えた「各地方において取り組む施策」も、地方によっては詳細な分析・問題点の洗い出しを行っており、大変有意義。公表することで地域間の刺激となり、切磋琢磨されることを期待したい。 また、「縮小・見直しする取り組み」を明示するのも、行政としては画期的であり、他の分野においても見做すべきこととすら思える。	御意見を参考とさせていただきます。
48	-	-	循環型社会形成推進基本法及び資源有効利用促進法の取り扱いに関連して、建設発生土が有効利用されず最終処分がなされた近畿地方整備局発注の工事(指定処分があるにも関わらず埋立処分された)がありました。国土交通省の省としての判断を求めます。	建設発生土につきましては、資源有効利用促進法に基づき、有効利用を進めていく必要があると考えています。 近畿地方整備局には御意見の事実確認及び、建設発生土の有効利用の促進の必要性についてお伝えしています。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
3-3. その他、今後の取組等の参考にさせていただくもの:16件				
49	P18	3(1)1再生資材の利用促進 ○再生資材の品質基準及び保証方法の確立	建設汚泥の定義や対象範囲は、国・都道府県・政令都市及び市町村等の各行政の環境に対する考え方や関連する業界で考え方に幅があります。これに伴い、全国的に建設泥土の再生利用についても考え方や管理基準には見解の相違があり、各地域の条令・指針・運用等にも差異が生じています。これは、建設泥土を再生利用する場合においては、工事ごとの発生状況や再生処理の方法、再生処理物の利用用途、品質管理基準等について、その都度当該地域における環境行政側と再生利用側での調整が必要であることを示しています。(東京都、大阪府、愛知県等の主要都市圏などでは整理されてきている) 建設泥土は、産業廃棄物(建設汚泥)と発生土(浚渫土、軟弱土等)に区分され、また、汚泥の性状により自硬性汚泥と非自硬性汚泥に区分されるなど、各々に対応した管理基準が必要です。	施策の実施にあたっては御意見を参考とさせていただきます。
50	P19	3(1)1再生資材の利用促進 ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進	「産廃処理業者と民間企業との連携を促進する」とあるが、ここで言う「民間企業」とは誰のことでしょうか。排出事業者であれば日ごろから連携しているので、プラスチック製品メーカーのようなところと連携し、「拡大生産者責任」の意識を持ってもらうよう働きかけていただきたい。	「民間企業」とは、廃プラスチックの排出事業者及び廃プラスチックの再生材を利用する資材製造業者を指しています。御意見を参考に連携を促進いたします。
51	P19	3(1)1再生資材の利用促進 ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進	再資源化への取組み強化によって、リサイクルの「質」を高めることと同様に、再資源化された製品を使用する受け皿を確保することは大変重要な課題であり、高品質のリサイクル原料を再生資源として活用する機会が無ければ、本当の意味で再資源化を進めるのは困難であると考えております。 とりわけ、廃プラスチック類は国内排出量のうち約8割は民間が主体となる建築工事から搬出されている、というデータ(本計画の本文に記載)が出ており、建設工事由来の廃プラスチック類の再資源化が大変重要であると考えております。 建設資材として再利用などの用途に関する推進法の制定を検討頂ければ幸いです。	廃プラスチックの再資源化への取組みについては、P19「3(1)再生資材の利用促進 ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進」にて取り組むべき施策としており、まずはデータ等の収集・分析を実施したいと考えております。
52	P19	3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○廃石膏ボードの再生利用の促進	リサイクルの「質」に拘ったものとするには、国立環境研究所が令和元年5月に発出した「再生石膏粉の有効利用ガイドライン(第一版)」に基づいた品質管理が重要であることから、本ガイドラインについての啓発活動、新たな利用用途開拓の検討も必要ではないでしょうか。	廃石膏ボードの再生利用の促進にあたっては御意見を参考とさせて頂き、本ガイドラインの啓発については国立環境研究所にも御意見のあった旨、お伝えいたします。
53	P19	3(1)3建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○廃石膏ボードの再生利用の促進	廃石膏ボードについて、その他の混合廃棄物に混入してしまうことで、廃棄物としての品質も下げ、リサイクルが困難となるため、 (1)現場分別の徹底や中間処理施設やリサイクル先等の受入施設(セメントメーカー等を含む)の拡充、あるいはリサイクル施設の認定制度 (2)適正処理・リサイクルに向け行政の後押しとして、指定品目の認定 以上の2点につきまして、是非とも引き続き検討をお願い申し上げます。	施策の実施にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。 なお、廃石膏ボードの再利用については、国交省、環境省、関係業界による意見交換を踏まえ、取り組みを進めており、ご意見を参考にさせていただきます。
54	P20	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進 ○建設発生土の需給動向の把握	「中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、事業発注前より工事間利用等の調整を行う。」とあるが、工事間利用等の調整にあたっては、当該地の砂利協同組合等に照会し、有効利用できる物が見込める場合には、有効利用できる物と出来ない物に分別して処理し、工事残土処理量の減量を図り、建設発生土の有効利用を図っていただきたい。 例えば、河川工事の場合、再利用不可な表土は工事残土として処理、砂利砕石として有効利用できるものは払い下げる方法をとっていただきたい。	事業発注前段階においては、調整中の事項等、公表できない情報が含まれることから、協議会構成機関となっていない団体に対して事前に情報提供することは難しいと考えます。

No.	ページ	計画(案)における該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
55	P20	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進 ○建設発生土の不適切な取扱への対応	「建設発生土受入地の登録制度等の試行に努める」とあるが、地方版を見ると関東・近畿・九州では一定の効果があがったとして縮小する方向、中部は拡大、四国は新規取組み、とばらつきがある。一定の効果があがるものであれば、ぜひ国主導で展開し、その情報を民間にも開示いただくと、建設発生土の不適正処理問題解決の一助となるのではないかと。	各地方において排出状況等が異なることから、地方毎に取組状況が異なるものとなります。なお、建設発生土受入地の登録状況については、各地方自治体のHPにて公開されている自治体もあります。
56	P21	3(2)5社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み ○リサイクル原則化ルールの改定	再生骨材等の利用に係る「40kmルール」については、地域の実情に合わせて、バージン材への設計変更が弾力的に可能となるように、改正の検討をお願いします。例えば、県の各振興局管内、各警察署管内、または「40kmルール」を「20kmルール」等として、再生砕石の工事での必要量が確保できない場合は、バージン材の天然骨材に設計変更するというような弾力的な運用が可能になるようにお願いします。	本計画は、国土交通省における建設副産物のリサイクル推進に向けた基本的な考え方や目標、具体的な施策を取りまとめた行動計画となります。いただいた御意見に関しては、再生材ではなく新材利用に係る意見となることから本計画において扱うことは出来ませんが、再生クラッシュランの利用状況については地域によって異なることから、施策の実施にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。
57	P22	3(2)6再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 ○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握	今後、コンクリート塊排出量の増加と、その再生資材の需要量減少により、需給バランスが不均衡になるとの指摘があり、コンクリート塊の有効利用の促進が求められている。コンクリート塊の有効利用の促進にあたっては、次の取組が必要ではないか。 ①従来からある用途での利用促進のため、工事の平準化を図り、コンクリート塊の排出量や再生資材の需要量の安定化を図ること。 ②新たな用途(コンクリート用再生骨材)開拓のため、レディーミクストコンクリートを製造・販売する上で、需要、認証取得、価格、安定供給などについて検討すること。	再生クラッシュランの利用状況や物流等については、地域によって異なることから、施策の実施にあたっては、御意見を参考にさせていただきます。
58	P22	3(2)6再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 ○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握	「一部の地域で滞留が懸念される再生クラッシュラン及びクラッシュラン(新材)の利用状況(用途、利用量、利用率など)や物流等を把握し、必要に応じて利用促進を図る。」とあるが、地域特性を踏まえた再生クラッシュランとクラッシュラン(新材)の的確な利用を図るため、再生骨材と天然骨材の利用状況・物流等の実態も十分に調査・把握し情報共有する中で、「天然骨材の有効利用を促進する施策」も含めた検討をお願いします。	再生クラッシュランの利用状況・物流等については、地域によって異なることから、地域別に利用状況(用途、利用量、利用率など)や物流等を把握し、必要に応じて再生クラッシュランの利用促進を図ることとしています。
59	P23	3(3)8建設副産物のモニタリングの強化 ○電子 manifests の普及	地方の公共工事において、建設廃棄物処理実績確認に関して電子 manifests を導入しても、追跡調査と現場写真が求められており、手間は減らず、品目が増えると負担が増えます。この程度を求めています等の考え方をどこかに記載して頂けないでしょうか。	地方の公共工事における具体的な考え方については、地域の状況に応じて、各地方の発注機関が必要な対応をとるものと考えており、本計画においては、示さないこととします。
60	P35	4関東 4(1)建設発生土のトレーサビリティ強化	各自治体にも建設発生土のトレーサビリティ強化の実施を求める場合は、関東地方整備局において実施方法の手引きやトレーサビリティシステムを使用した場合の積算基準等を作成していただきたい。	施策の実施にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。
61	P35	4関東 4(2)(ロ)再生資材の利用拡大	再生砕石の一層の利用拡大を図るためには、砕石に触れた水が高pH水となる点、及び土と砕石が混ざった場合に六価クロムが溶出基準超過と見做されるリスクがある点、についての考え方を整理することが必要。	施策の実施にあたっては、御意見を参考とさせていただきます。
62	P41 P50	4各地方において取り組む施策	近畿地方、四国地方の総合評価方式において、3R表彰受賞者に加点を行うことを実施/調整しているとのことだが、3Rを促進する上で極めて有効な施策である。ぜひ、国交省主導で全国展開していただきたい。近畿地方で検討している「リサイクル製品の使用等を総合評価落札方式において加点対象とする」ことの検討も同様である。	今後、各地方の状況に応じて、検討させていただきたいと思います。

No.	ページ	計画(案)における 該当箇所	建設リサイクル推進計画2020(案)に対する御意見	建設リサイクル推進計画2020(案)への対応案
63	P43	全国ネットワーク会議 の活動～土砂崩落案 件を受けて～	本資料の中でも随所でふれているが、発生土の不適切な処理は、大きな問題である。そうした中で関東地方、中部地方、近畿地方の大都市圏において「建設発生土のトレーサビリティ強化」を実施すべき施策の1番目に掲げている点は、適切である。 今回、国としても受入地登録制度の試行やトレーサビリティシステムの活用を推進していくとのことであるが、これだけ問題となっている以上、「土砂法」を制定するなどして、全国の残土条例を一元化して法的に管理することを検討すべきである。P43に記載されている23もの府県が参画している「残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議」を自治体任せにせず、国として主体的に関与すべきである。	建設発生土については、実態が不明なところもあるため、まずは、建設発生土に関する問題の実態把握を進めていきたいと考えています。 なお、「残土等にかかる土砂問題対策全国ネットワーク会議」については、国土交通省も出席し、参画自治体との意見交換等させていただいております。
64	-	-	世界的に問題となっている廃プラスチックについて、全国版ではある程度触れられているが、地方版では一切触れられていない。特に関東圏などでは中間処理施設が困窮している状況であることに目を向けていただきたい	建設業における廃プラスチックの動向については、把握したものがないことから、まずは本計画P19「3(1)1再生資材の利用促進 ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進」にて、全国的なデータ等の収集・分析をしたいと考えております。
4. 建設リサイクル推進計画2020(案)の外側の検討が必要な御意見:2件				
65	P20	3(1)4建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進 ○建設発生土の不適切な取扱いへの対応	「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(平成17年環境省)」において「建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と土砂の混合物として取り扱われたい。」としているが、自治体によっては、軟弱土砂を有効利用する手段として、建設汚泥ならびに固化材等を混合攪拌し、リサイクル製品の位置付けで再生利用している事例があると聞いています。 これらについて、統一した見解を示すべきではないでしょうか。	本計画は、国土交通省における建設副産物のリサイクル推進に向けた基本的な考え方や目標、具体的な施策を取りまとめた行動計画となります。 いただきました意見につきましては、環境省通知に係る意見であることから、本計画では扱わないこととします。
66	-	-	平成30年度建設副産物実態調査結果によれば、建設汚泥の再資源化・縮減率は94.6%と過年度を大きく超えており、他の特定建設資材廃棄物に比較し、発生した形態における不純物等の含有を考慮すれば、これ以上の再資源化等率は難しく、言い換えればほぼ全量の再資源化を達成していることから、建設汚泥の特定建設資材への指定について、前向きな評価・検討をお願いしたい。	本計画は、国土交通省における建設副産物のリサイクル推進に向けた基本的な考え方や目標、具体的な施策を取りまとめた行動計画となります。 いただいた御意見につきましては、建設リサイクル法における特定建設資材に係る意見であることから本計画では扱わないこととします。